

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年3月9日(2017.3.9)

【公開番号】特開2017-2293(P2017-2293A)

【公開日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-001

【出願番号】特願2016-112702(P2016-112702)

【国際特許分類】

C 09 J 7/02 (2006.01)

C 09 J 133/04 (2006.01)

【F I】

C 09 J 7/02 Z

C 09 J 133/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月3日(2017.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯電子機器の表示部または表示部保護部材を筐体に固定するための固定部材であって、

発泡体基材と、該発泡体基材の少なくとも一方の面に配置された粘着剤層とを含み、前記固定部材は、幅2.0mm未満の細幅部を有し、

前記固定部材の内縁により区画された窓部の面積Aoが前記固定部材の面積Afの5倍以上であり、

前記固定部材は、前記細幅部の平均幅W [mm]と、該固定部材の100%モジュラスM [N/mm²基材]と、前記発泡体基材の厚さHs [mm]との関係が次式：0.4/(M×Hs) W；を満たす、固定部材。

【請求項2】

前記窓部の面積Aoが前記固定部材の面積Afの20倍以上である、請求項1に記載の固定部材。

【請求項3】

前記細幅部の平均幅W [mm]が、該細幅部における前記固定部材の厚さHf [mm]の1.0倍以上である、請求項1または2に記載の固定部材。

【請求項4】

前記100%モジュラスM [N/mm²基材]と前記発泡体基材の厚さHs [mm]との関係が0.50 M×Hsを満たす、請求項1から3のいずれか一項に記載の固定部材。

【請求項5】

継ぎ目のない環状に形成されている、請求項1から4のいずれか一項に記載の固定部材。

【請求項6】

前記発泡体基材の一方の面および他方の面に粘着剤層を有する両面粘着性固定部材として構成されている、請求項1から5のいずれか一項に記載の固定部材。

【請求項7】

前記発泡体基材は、ポリオレフィン系発泡体基材である、請求項1から6のいずれか一項に記載の固定部材。

【請求項8】

前記粘着剤層は、アクリル系ポリマーをベースポリマーとする粘着剤層である、請求項1から7のいずれか一項に記載の固定部材。

【請求項9】

前記発泡体基材の厚さH_sが0.05mm以上0.30mm以下である、請求項1から8のいずれか一項に記載の固定部材。

【請求項10】

前記細幅部の平均幅W[mm]が1.0mm未満である、請求項1から9のいずれか一項に記載の固定部材。

【請求項11】

表示部または表示部保護部材と、

前記表示部または表示部保護部材が固定された筐体と、

前記表示部と前記筐体との間、あるいは表示部保護部材と前記筐体との間に介在する固定部材と

を含む携帯電子機器であって、

前記固定部材は、請求項1から10のいずれか一項に記載の固定部材であり、

前記表示部と前記筐体、あるいは前記表示部保護部材と前記筐体とは、前記固定部材を含むシール部により液密に接合されている、携帯電子機器。